

件 名	(仮称) 堺ミュージアム基本構想 (案) の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過・現状】 令和7年7月 (仮称) 堺ミュージアム基本構想検討懇話会設置、意見聴取 ～12月 (仮称) 堺ミュージアム検討会議 (調整ワーキンググループ・ 学芸ワーキンググループ) での検討 令和7年8月 民間サウンディング ～10月</p> <p>【現状・課題】 ○堺市博物館は開館から 40 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進行。特別 展・企画展を開催するための専用展示室がない。 ○堺 アルフォンス・ミュシャ館には温湿度管理機能がなく、美術品展示に最適 な環境ではない。 ○アルフォンス・ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクションの収蔵施設が 分散している。</p>
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】 「類いまれな堺の歴史文化資源が一堂に会することで、新たな魅力や価値が生 み出され、ここに来れば堺がわかる」施設を整備するため、(仮称) 堺ミュージ アム基本構想 (案) を策定する。</p> <p>【基本構想 (案) の内容】 ○基本理念 現博物館等が抱える課題や社会的変化に対応した新しい堺ミュージアムの姿 を実現し、運営する上での基本理念を設定。</p> <p>(1) 「ここに来れば堺がわかる」知の集積の場を創る (2) 堺の歴史文化遺産のブランド力を育み届ける (3) 歴史・文化でひとをつなぎ出会いを生み出す (4) 安全・安心なミュージアムを確立する (5) 展示や体験を通して社会課題と向き合う</p> <p>○上記の基本理念を具現化するため、13 の活動方針を設定。 ○基本理念と活動方針に基づいて、堺ミュージアムをあるべき姿に近付けるた め、10 の想定する取組を設定。</p>

	<p>【スケジュール】</p> <p>令和8年2月～ 物価高騰の影響等や大仙公園内での気球運行等によるミュージアム整備事業を取り巻く環境の変化、さらには民間サウンディングの意見を踏まえ、大仙公園内での既存施設との相乗効果による世界遺産エリアの更なる活性化につなげるため、建設予定地について従来の「女子大跡地での新築」と併せて、「現博物館のリニューアル+増築」も選択肢の一つとして再検討する。</p> <p>令和8年3月～4月 パブリックコメントの実施</p> <p>令和8年6月 (仮称) 堺ミュージアム基本構想の策定・公表</p> <p>令和8年7月～ (仮称) 堺ミュージアム基本計画の策定に着手</p>
効果の想定	<p>○世界遺産エリアの更なる活性化</p> <p>○堺市全体の魅力向上</p>
関係局との政策連携	<p>全局区</p>

(仮称)堺ミュージアム 基本構想(案) 概要版

策定趣旨

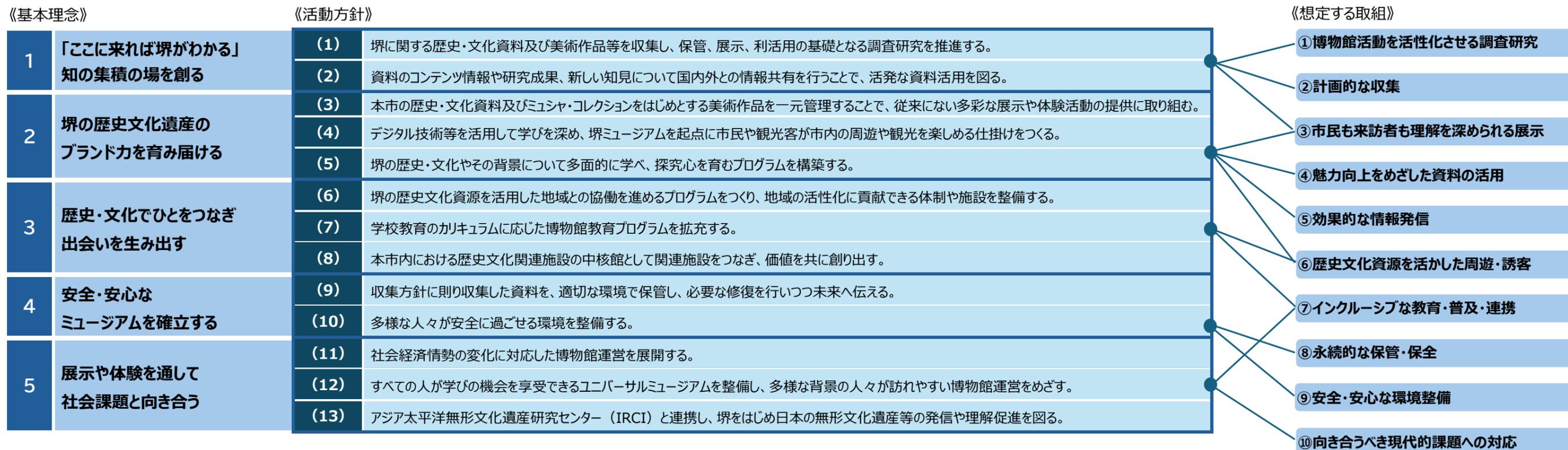
堺市博物館は開館から 40 年以上が経過。この間、本市では、アルフォンス・ミュシャが制作した作品（以下、ミュシャ作品）をはじめとする美術品の収集、百舌鳥古墳群の世界遺産登録等があり、博物館や歴史文化遺産を取り巻く環境は大きく変化している。同時に、施設や設備の老朽化、収蔵資料の保存を取り巻く環境の変化、デジタル技術の高度化及び博物館法の改正等、新たな課題にも直面している。

これらの状況等を踏まえ、(仮称)堺ミュージアムの整備をめざして令和 2（2020）年度から検討を始め、今般、「類いまれな堺の歴史文化資源が一堂に会することで、新たな魅力や価値が生み出され、ここに来れば堺がわかる」施設を整備するため、本基本構想を策定した。

堺市における社会環境の変化

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 政令指定都市への移行 | (2) 現在及び将来的な人口の減少と高齢化の進展 |
| (3) 環境問題への対応 | (4) 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録 |
| (5) 観光振興の必要性 | (6) 訪日観光客及び定住外国人の増加 |
| (7) 著しいデジタル技術の発展 | (8) 歴史・文化に対する市民意識の高まり |

堺ミュージアムの基本理念と活動方針、想定する取組



堺市の文化施設等の概要と取り巻く課題

堺市博物館

考古・歴史・美術・民俗の学芸員を配置し、大阪南部の中核的博物館として、調査研究や収集保存、展示、教育普及等の活動を実施。所蔵資料（約 2 万点）等の調査研究の成果として、企画展等で情報を発信。教育普及事業としては校外学習の受入れや体験学習会等を実施。

- 〈主な課題〉
- ▶ 多様な素材の資料に対応した保存環境が不十分
 - ▶ 堺の歴史・文化の全体像をつかみにくい
 - ▶ 独立した特別展・企画展示室が確保されていない
 - ▶ 歴史文化資源の魅力の発信が不十分

ヒストリック・カー

1920 年代後半から 80 年代前半までの BMW を中心に構成。市で 50 台を保有しており、イベント出展や有償貸出等を実施。民間企業と連携した PR や貸出促進等を実施。

- 〈主な課題〉
- ▶ 常設展示を行う施設がない

堺 アルフォンス・ミュシャ館

指定管理者による運営のもと、美術を専門とする学芸員を配置し、収集保存や展示、教育普及等の活動を実施。ミュシャの多彩な創作活動を紹介する展覧会を開催、鑑賞教育用ツールの貸出などの教育普及事業を実施。

- 〈主な課題〉
- ▶ 建物自体に温湿度管理機能がなく、美術品展示に最適な環境ではない
 - ▶ コレクションのうち約 3 割を大阪市内の美術品倉庫等に保管している
 - ▶ 作品の魅力を十分に発揮できる展示環境ではない

所蔵美術作品

堺市にゆかりのある作家の作品や福助人形等の美術作品を所蔵。年に 1 回の企画展の開催や貸出、庁内での展示等の取組を実施。

- 〈主な課題〉
- ▶ 常設展示を行う施設がない
 - ▶ 多くの作品を大阪市内の美術倉庫に保管している

堺ミュージアムの機能を実現する施設・設備と立地

1. 登録博物館、公開承認施設

堺ミュージアムでは、未来へ継承すべき資料に責任を持ち、安全に管理する必要があることから、①登録博物館と②公開承認施設の双方をめざす。

- ① 登録博物館：博物館法第11条及び博物館の登録に関する規則に基づき、資料の収集・保管・展示・調査研究体制、職員配置、施設・設備、開館日数等の審査を経て登録された博物館である。令和5（2023）年の改正では、資料のデジタルアーカイブ化、他館との連携、地域の多様な主体との協働による文化観光等に資する取組等も努力義務として位置づけられた。
- ② 公開承認施設：文化財保護法第53条に基づき、国宝・重要文化財の公開手続を簡素化できる施設であり、文化財所有者からの信頼を得やすい。

2. 堺ミュージアムの施設・設備

「堺ミュージアムで想定する取組」を実施するために必要な機能を持つ施設・設備の整備を検討する。

① 調査研究機能

- ▶国内外における堺ゆかりの歴史文化遺産を対象とした調査研究を行うための施設・設備

② 収集・保管・保全機能

- ▶素材の違いや脆弱さの程度等、多様な状態の資料を適切な環境で保存し、次世代へ継承するための施設・設備
- ▶大規模災害時における被災資料の応急処置ができる施設・設備

③ 展示機能

- ▶大規模な展覧会や巡回展等も視野に入れた企画・特別展示室の整備
- ▶ミュージアム・コレクションの展示施設の整備

④ 教育・普及・連携機能

- ▶博物館での体験を通して堺の歴史・文化に親しみを持ち、主体的に学ぶ楽しさを体感できる施設・設備
- ▶生涯学習の場として活用できる施設・設備

⑤ 市民参加・交流機能

- ▶人々が集い、体験等を通じて交流を行うための施設・設備
- ▶ボランティア活動に必要な諸室の整備

⑥ 観光・集客機能

- ▶魅力あるグッズを揃えたミュージアムショップ、特色あるカフェ（レストラン）等の整備
- ▶観光、市内周遊等の情報を提供できるエリアの整備
- ▶堺ミュージアムをイメージできるモニュメント、アイコン等の製作

⑦ 管理機能

- ▶ミュージアムの管理運営に必要な施設・設備
- ▶職員・スタッフ・ボランティアが快適に執務できる施設・設備

⑧ 無形文化遺産連携・発信機能

- ▶無形文化遺産に関するIRCIとの連携・情報発信に必要な諸室の整備

3. 立地

- ▶堺ミュージアムの整備予定地は、世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の主要な構成資産である仁徳天皇陵古墳の周辺が最適と考えられる。
- ▶多くの方に堺ミュージアムへ来館いただくことにより、世界遺産エリアの活性化や魅力向上に寄与する。
- ▶堺ミュージアムの展示や取組を通じて、世界遺産エリアや環濠エリアをはじめとする市内の貴重な歴史・文化と、伝統行事・自然や街道等の多様な地域資源をつなぎ、観光誘客や周遊を促進する。

管理・運営方針

1. 想定される建設・管理手法と運営形態

<建設手法・管理手法>

建設手法・管理手法は、「直営」「指定管理者制度」「PFI」が想定される。それぞれの特性を踏まえて、検討を進める。

<運営形態>

効率的かつ継続的な運営を維持できる運営体制の確保が必要である。また、指定管理者制度やPFIの導入については、市が継続的にかかわる運営を前提として、部分的な導入を含めて検討する。

2. 他の施設との複合化

堺ミュージアムが有する貴重な資料を適切に保存・活用する機能等については、中央図書館センター機能※や公文書館機能とも共通する部分がある。堺ミュージアムの整備に当たっては、これら他の施設との複合化等も視野に入れて検討する。

※中央図書館センター機能…現在の中央図書館が担う機能のうち、深い学びの研究拠点としての機能や市立図書館全体の資料管理、全館運営支援に当たる機能

3. 組織の検討

堺ミュージアムへの集約を検討している施設・収蔵品の運営・管理主体は、庁内の複数組織にわたっている。各施設の諸機能を堺ミュージアムへ集約するに当たっては、運営・管理主体である庁内組織のあり方を検討する。

4. 学芸員等専門職員の配置

質の高い博物館活動を継続するため、堺ミュージアムでは調査研究・展示企画・普及啓発等の専門性を有した学芸員が必要である。また、外部との協働や地域連携、博物館教育等に精通しコーディネートする能力に優れた人材が新たに求められる。

5. 博物館に関わる外部人材の育成

博物館が担う役割が多様化・高度化・専門分化している。こうした変化に対応するには、学芸員だけでなく、博物館ボランティア等、博物館の活動に積極的に参画し、職員と協働しながら活動を担える人材の育成が必要である。

(仮称) 堺ミュージアム
基本構想 (案)
本編

令和8年 月 日
堺 市

目 次

1	(仮称) 堺ミュージアム基本構想の策定趣旨	1
2	市政における堺ミュージアムの位置づけ	2
	(1) 上位計画	2
	(2) 関連計画(最新年度順)	2
3	堺市における社会環境の変化	3
	(1) 政令指定都市への移行	3
	(2) 現在及び将来的な人口の減少と高齢化の進展	3
	(3) 環境問題への対応	3
	(4) 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録	3
	(5) 観光振興の必要性	3
	(6) 訪日観光客(インバウンド)及び定住外国人(外国人市民)の増加	4
	(7) 著しいデジタル技術の発展	4
	(8) 歴史・文化に対する市民意識の高まり	4
4	堺市の文化施設等の概要と取り巻く課題	6
	(1) 堺市博物館	6
	(2) 堺 アルフォンス・ミュシャ館	7
	(3) ヒストリックカー	8
	(4) 所蔵美術作品	8
5	堺ミュージアムの基本理念	11
6	堺ミュージアムの活動方針	12
7	堺ミュージアムで想定する取組	14
	(1) 博物館活動を活性化させる調査研究	14
	(2) 計画的な収集	14
	(3) 市民も来訪者も理解を深められる展示	14
	(4) 魅力向上をめざした資料の活用	14
	(5) 効果的な情報発信	14
	(6) 歴史文化資源を活かした周遊・誘客	15
	(7) インクルーシブな教育・普及・連携	15
	(8) 永続的な保管・保全	15
	(9) 安全・安心な環境整備	15
	(10) 向き合うべき現代的課題への対応	15
8	堺ミュージアムの機能を実現する施設・設備と立地	16
	(1) 登録博物館、公開承認施設	16
	(2) 堺ミュージアムの施設・設備	16
	(3) 立地	17
9	管理・運営方針	18
	(1) 想定される建設・管理手法と運営形態	18

(2) 他の施設との複合化	18
(3) 組織の検討	18
(4) 学芸員等専門職員の配置	18
(5) 博物館に関わる外部人材の育成	19

1 (仮称) 堺ミュージアム基本構想の策定趣旨

堺市博物館は昭和 55 (1980) 年の開館以来、「堺を中心とした郷土の歴史、芸術、考古、民俗、産業等に関する文化資料を調査、収集、保管し、研究、展示、情報提供を通じて、市民の生涯学習と文化の継承発展に資するとともに、歴史と伝統をもつ堺市民としての連帯意識を培うことを目的」(『堺市博物館基本構想』) に、これまで様々な博物館事業を展開し、40 年以上が経過した。

この間、本市では、アルフォンス・ミュシャが制作した作品(以下、ミュシャ作品)をはじめとする美術作品の収集、政令指定都市移行に伴う重要文化財等の管理に係る技術的指導等、文化財行政の一部事務・権限の移譲、百舌鳥古墳群の世界遺産登録等があり、博物館や歴史文化遺産を取り巻く環境は大きく変化している。同時に、堺市博物館の施設や設備の老朽化、収蔵資料の保存をとりまく環境の変化、デジタル技術の高度化、博物館法の改正等、新たな課題にも直面している。

これらの状況等を踏まえ、(仮称) 堺ミュージアムの整備をめざし、令和 2 (2020) 年度から検討を始めた。

令和 5 (2023) 年度には、「先人から受け継いだ堺の類いまれな歴史・文化を発信し、未来へ継承すること、ミュシャ作品をはじめとした本市のコレクションや文化財を集約し、保管・展示すること」を目的として、歴史・文化の継承・発信・連携の拠点となる(仮称) 堺ミュージアムの整備をめざした。

基本構想の検討にあたっては、令和 7 (2025) 年度に「(仮称) 堺ミュージアム基本構想検討懇話会」を設置し、構成員の意見等を踏まえつつ検討を重ねた。

今般、「類いまれな堺の歴史文化資源が一堂に会することで、新たな魅力や価値が生み出され、ここに来れば堺がわかる」施設を整備するため、本基本構想を策定した。

【以下、(仮称) 堺ミュージアムは「堺ミュージアム」と表記する】

2 市政における堺ミュージアムの位置づけ

(1) 上位計画

① 堺市基本計画 2030（令和 7 年度策定）

V 重点戦略の各施策 1 堺の特色ある歴史文化 ～Legacy～

堺の類いまれな歴史文化資源に磨きをかけ後世にその価値を引き継ぎ、歴史や文化芸術、国際交流を通じて都市のブランド力の向上を図り、新たな誘客や交流を生み出す。

施策（1）類いまれな歴史文化資源の継承と観光地としての魅力の向上

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」をはじめとする堺の類いまれな歴史文化資源に磨きをかけ、後世に継承する。観光コンテンツやおもてなし環境の充実など来訪者の満足度を高める取組を推進し、観光地としての魅力を高め多くの人を呼び込む。

取組の方向性 1-（1）-① 類いまれな歴史文化資源の継承と磨き上げ

博物館や堺アルフォンス・ミュシャ館等の機能を集約し、類いまれな歴史文化の継承・発信・連携の拠点となる（仮称）堺ミュージアムの整備を推進。

② 堺市 SDGs 未来都市計画（令和 7 年度改定）

ゴール	ゴール実現イメージ
4 質の高い教育をみんなに	生涯にわたって質の高い学びの機会が保障されている
8 働きがいも経済成長も	堺の類いまれな歴史文化資源の魅力が高まり、広く認知され、多くの人々が堺を訪れている
11 住み続けられるまちづくりを	百舌鳥古墳群が保全され、次世代への継承に向けた取組が進んでいる

(2) 関連計画（最新年度順）

- ① 堺観光戦略（令和 7 年度）
- ② 第 3 期堺文化芸術推進計画（令和 7 年度）
- ③ 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（令和 4 年度）
- ④ 堺市歴史的風致維持向上計画（第二期）（令和 4 年度）
- ⑤ 大仙公園基本計画（令和 3 年度）
- ⑥ 堺・世界遺産魅力創造ロードマップ～未来へつなぐ古墳の聖地へ～（令和元年度）
- ⑦ 百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－世界遺産推薦書 包括的保存管理計画（平成 29 年度）
- ⑧ 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン（平成 25 年度）

3 堺市における社会環境の変化

昭和 55 年の堺市博物館の開館から、堺市や堺市博物館を取り巻く社会環境には大きな変化が生じている。これらの変化を念頭に、堺ミュージアムの整備について検討を行う必要がある。

(1) 政令指定都市への移行

堺市は平成 18（2006）年に政令指定都市に移行した。南大阪都市圏の中心都市として、豊かな歴史・文化を活かし、圏域全体の活力あふれる発展をめざしている。移行にともない、重要文化財等の管理に係る技術的指導等、文化財行政の一部事務・権限が国・府から本市へ移譲された。

(2) 現在及び将来的な人口の減少と高齢化の進展

本市では、美原町との合併（平成 17（2005）年）や政令指定都市への移行（平成 18（2006）年）を経て人口が増加傾向にあったが、平成 24（2012）年をピークに減少し続けている。全国的な傾向でもあるが、高齢者人口が増加する一方、生産年齢人口の減少が著しい。

『堺市基本計画 2030』によると令和 12（2030）年には 80 万人を下回り、さらに令和 27（2045）年には 70 万人を下回ると推計されており、今後も国全体で人口減少が見込まれる中、本市だけが将来にわたって人口を維持することは極めて難しい状況にある。

そのような状況の中、都市の活力を維持、向上させるため、交流人口の増加が必要である。

(3) 環境問題への対応

近年、地球温暖化や資源枯渇が深刻化する中、『堺環境戦略』に基づき、本市では脱炭素化や省エネを推進している。博物館でも LED 照明や高効率空調システムの導入、再生可能エネルギーの活用、廃棄物量の削減等が求められており、文化財保護と環境負荷低減の両立等、持続可能な運営が求められる。

(4) 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録

令和元（2019）年に、本市に所在する百舌鳥古墳群が羽曳野市・藤井寺市に所在する古市古墳群と併せて、世界遺産 百舌鳥・古市古墳群として登録された。

本市では、百舌鳥古墳群の価値や魅力を理解できるゲートウェイ施設として百舌鳥古墳群ビジターセンターを設置し、また堺市博物館を、実物資料等の展示を通じて百舌鳥古墳群を更に深く理解できる施設として位置づけている。

また、百舌鳥古墳群を未来に引き継ぐため、個々の古墳の保存だけでなく古墳群全体の景観保全にも努める必要がある。

(5) 観光振興の必要性

本市には、世界遺産に登録された仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、国際貿易の拠点として発展した中世の自治都市「堺」を起源とする環濠エリアにおける由緒ある多くの寺社や古いまち

なみ、さらに千利休によって大成された茶の湯文化、刃物や線香をはじめとする伝統産業等、多くの観光資源が存在している。

令和元年以降、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、インバウンドの受入れ対応及び世界遺産効果の向上に十分に取り組めない状況であったが、令和 7（2025）年の大阪・関西万博の開催により、期間中は世界遺産エリアへの来訪者数や観光消費額単価は増加した。今後も持続可能な観光誘客の促進に向けて、『堺観光戦略』に基づく事業の推進が必要である。

なお、大阪・関西万博開催期間中からは、百舌鳥古墳群を空から体感できる「おおさか堺バルーン」の運行が大仙公園内で始まり、世界遺産エリアや百舌鳥古墳群への来訪者の増加が期待されている。

（6） 訪日観光客（インバウンド）及び定住外国人（外国人市民）の増加

近年の訪日観光客の急増にともなう受け入れ体制の整備は、本市にとって大きな課題である。施設案内等における多言語対応や、Wi-Fi 環境、キャッシュレス決済等インフラ面の整備についても強化が求められている。

また、本市においては、市内各所に観光資源が点在しており、特に世界遺産である百舌鳥古墳群が所在する世界遺産エリアと、旧市街を中心とした環濠エリアとの間の移動手段が十分でない点が大きな課題である。

さらに、本市では外国人住民人口が令和 3 年末から令和 6 年末まで、毎年約 8～10%の割合で増加しており、多言語対応等による情報格差の解消、相互理解促進のための日本語の習得機会の提供、「やさしい日本語」の普及、異なる価値観を持つ様々な人々がつながる機会の提供等が求められている。『第 2 期 堺市国際化方針』では、基本的な方向性として「多文化共生の推進」を掲げており、外国人が地域社会の一員として参画できる共生社会の実現をめざす多文化共生施策の推進が重要である。

（7） 著しいデジタル技術の発展

近年、デジタル技術の急速な発展は博物館運営に大きな変化をもたらしている。

収蔵資料の保存・展示・活用においては、デジタル化・アーカイブ化をはじめ、オンライン上で展示を鑑賞できる「バーチャルミュージアム」、ICT・AR・VRを活用したインタラクティブな展示等、来館者の体験価値を高める多様な技術が実用化されている。

さらに、広報活動においては SNS の活用が不可欠である。Instagram、X（旧 Twitter）、YouTube、Facebook 等、利用可能な媒体は多岐にわたり、発信内容や対象となる来館者層に応じて適切なプラットフォームを選択することが求められる。

デジタル技術は日々進化しているため、その時々合った新たな技術や効果的な発信方法を柔軟に取り入れることが求められる。

（8） 歴史・文化に対する市民意識の高まり

『平成 22 年度市民意識調査』では、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて全体の 4 割弱にとどまっていたが、『令和 5

『年度市民意識調査』では 7 割を超える結果となり、歴史・文化に対する市民意識が高まっていることがうかがえる。

この結果は、令和元（2019）年の百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が大きく寄与していると考えられる。古墳に対する意識の高まりを持続させるだけでなく、その他の本市の歴史文化資源についても関心を高め、実際に現地を訪れ、魅力を体感するための行動につながる取組が求められている。

4 堺市の文化施設等の概要と取り巻く課題

(1) 堺市博物館

<概要>

堺市博物館では、考古・歴史・美術・民俗の各分野の学芸員を配置し、大阪南部の中核的博物館として、調査研究・収集保存・展示・教育普及等の活動を行ってきた。

収集基本方針に沿って市内外からの寄託・寄贈の受入れや資料購入を行い、それら約2万点の所蔵資料や市内所在の歴史文化遺産を中心に調査研究を進めている。その成果として、毎年5回程度の企画展・特別展の開催や、常設展示の更新等を行っているほか、図録や『堺市博物館研究報告』（平成22（2010）年度まで『堺市博物館報』）で研究成果を発信している。また、世界遺産である百舌鳥古墳群について、出土資料等の展示や活用を通じてその価値を深く理解するための取組を進めている。

教育普及事業としては校外学習の受入れや体験学習会等の実施のほか、企画展・特別展に伴う講演会等を実施している。更に、平成23（2011）年にアジア太平洋無形文化遺産研究センター（International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region 略称 IRCI）が館内に開設されたことに伴い、当機関との連携事業を定期的にも実施している。

<課題>

① 調査研究

分野や地域を横断した継続的な研究体制の構築のほか、専門人材の確保・育成、外部機関との更なる連携強化が求められる。

② 資料収集保存

多様な素材の資料に対応した保存環境（温湿度・防災等）が不十分で、施設の老朽化によるリスクも大きい。収蔵スペースのひっ迫、大規模災害時における被災文化財の一時保管体制の未整備が課題であり、収集方針に基づく計画的・体系的収集の推進が必要である。

③ 展示

部分的なリニューアルの繰り返しにより全体の統一感に欠け、取り扱っている時代や市内の地域バランスが不均衡であり、堺の歴史・文化の全体像をつかみにくい。

また、文字情報が主体で、映像やハンズオン等、来館者が楽しみながら学ぶことのできる展示が不十分である。

さらに、独立した特別展・企画展示室が確保されていないため、特別展等開催時は常設展示を一部撤去せざるを得ず、来館者動線が複雑となる。

管理をする上で細心の注意を払うべき資料の展示に関して、温湿度管理等での配慮が必要である。

④ 教育普及

体験プログラム等の提供に必要な設備・体制が不十分である。また、博物館や博物館資料を核として理解を深め、現地に赴くといった効果的で継続的な学びに向けた取組が求められる。

⑤ 協働

地域住民が集う仕組みや参加プログラムが十分でなく、地域コミュニティ形成の場が少ない。また、博物館で活動する市民等のためのスペースや設備が整っていない。

⑥ 魅力発信

歴史文化資源の魅力の発信が不十分で、その価値が国内外において十分に認知されていない。

⑦ 施設

大規模自然災害発生時における収蔵品等の安全確保が困難な状況である。また、ユニバーサルデザイン、センサリーフレンドリー[※]等、多様な人が安心して来館・観覧できる環境整備が求められる。

※センサリーフレンドリー…音・光・匂い等の刺激を減らし、感覚に敏感な人が過ごしやすい環境やサービス。

⑧ 博物館運営

省エネ対策、環境配慮素材の活用、運営費の安定的確保、民間活力の導入等、社会経済情勢の変化に応じた施設運営が求められる。

(2) 堺 アルフォンス・ミュシャ館

<概要>

本市は、株式会社ドイの創業者である故土居君雄氏が収集したアルフォンス・ミュシャ作品の寄贈を受け、堺 アルフォンス・ミュシャ館で展示している。

堺 アルフォンス・ミュシャ館は指定管理者による運営を行っており、美術を専門とする学芸員を配置し、資料の収集保存、展示、教育普及事業等を実施している。作品の保管・管理等に関する業務は市が直接実施しており、修復の専門家とも連携し、約 520 点の所蔵作品の状態を把握し、優先度の高い作品から順次修復を行っている。

本市のミュシャ作品は、ポスターや油彩画、素描や宝飾品など、世界有数の体系的な作品で構成されており、フランスやアメリカ、チェコで活躍したミュシャの初期から晩年にいたる多彩な創作活動を、様々な角度から紹介するために、テーマにあわせ年 3 回の展覧会を開催している。

教育普及事業としては出前授業、団体鑑賞の受け入れ、鑑賞教育用ツールの貸出を行っている。

<課題>

① 調査研究

学芸員は主に、年 3 回の企画展の考案・準備に対応しており、作品研究や情報の蓄積に十

分な時間を確保できていない。

② 資料収集保存

建物自体に温湿度管理機能がなく、加湿・除湿機能付き空気清浄機で対応しているため、美術品展示に最適な環境ではない。また、コレクションのうち約 3 割を大阪市内の美術品倉庫等に保管している。

企画展の展示数の 3 割近くを貸出に頼っており、ミュシャ作品を体系的かつ魅力的に展示するためにも、今後は新たな作品収集を進める必要がある。

③ 展示

天井が低く、また展示室が 2 フロアに分断されており、作品の魅力を十分に発揮できる展示環境ではない。

④ 立地環境

JR 堺市駅から直結する施設の立地は、一見すると利便性が高いように思われるが、堺観光戦略（令和 8 年度）が定める四つの重点エリア（世界遺産エリア、環濠エリア、堺ベイエリア、堺東エリア）から外れており、相互移動に困難を来している。

(3) ヒストリックカー

<概要>

本市は、アルフォンス・ミュシャ作品とともに、故土居君雄氏が収集したヒストリックカー・コレクションの寄贈を受け、利活用している。

1920 年代後半から 80 年代前半のドイツの名車 BMW を中心に構成され、BMW 車のコレクションとしては、世界屈指のもの。平成 5 年 10 月に寄贈されて以降、市で 50 台を保有しており、堺まつり等のイベント出展や有償貸出等を進めている。令和 5 年度にエルベオート株式会社、令和 7 年度にトヨタ博物館と協定を締結し、民間企業と連携した PR や貸出促進等の取組を実施している。

<課題>

魅力的な資産でありながら、常設展示を行う施設がないため、イベントでのスポット展示を行うに留まっている。保管場所である竹城台倉庫で見学会を行った事例はあるものの、竹城台倉庫を常設展示施設として改修するためには多額の費用が見込まれる。

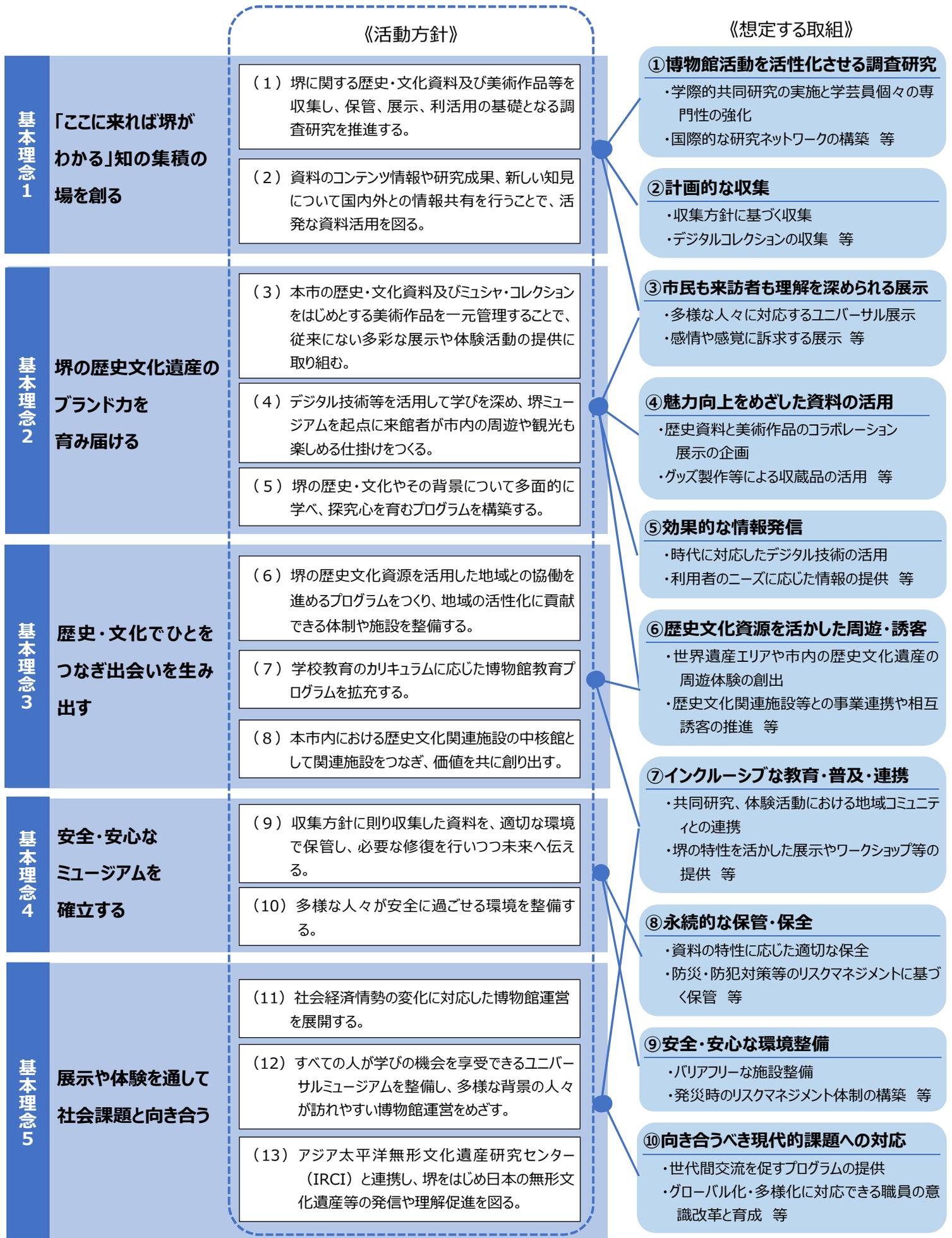
(4) 所蔵美術作品

<概要>

堺市にゆかりのある作家の作品や福助人形等の美術作品を多数所蔵しており、年に 1 回の企画展の開催や貸出、庁内での展示等の取組を実施している。

<課題>

常設展示を行う施設がないため、作品の有効活用ができていない。また、所蔵美術作品は、本市が所有する収蔵庫では収蔵できず、その多くを大阪市内の美術倉庫に保管している。



5 堺ミュージアムの基本理念

堺市博物館では、昭和 54（1979）年に策定された『堺市博物館基本構想』に基づき、「市民の生涯学習と文化の継承発展に資するとともに、歴史と伝統をもつ堺市民としての連帯意識を培うことを目的」として運営を行ってきた。

しかし、3「堺市における社会環境の変化」や 4「堺市の文化施設等の概要と取り巻く課題」に対応するためには、従来とは異なる新たな発想で堺ミュージアムの運営を行う必要がある。

そこで、将来的にこれらの課題や社会的変化に対応した新しい堺ミュージアムの姿を実現し、運営する上での基本理念を設定した。

(1) 「ここに来れば堺がわかる」知の集積の場を創る

世界遺産「百舌鳥古墳群」や海外との貿易により繁栄した中世都市堺の姿を伝える「堺環濠都市遺跡」等、日本史上に存在感を示してきた堺が誇る文化遺産や歴史・美術資料に関する調査・研究・展示の核となる。

(2) 堺の歴史文化遺産のブランド力を育み届ける

堺の歴史・美術資料がもつ魅力の相乗効果により生み出される新たな価値を、国内外へ発信する。

幅広い層の興味、関心を惹きつけることで堺来訪の主目的になり得る施設となる。

(3) 歴史・文化でひとをつなぎ出合いを生み出す

市民と連携・協働するコミュニティのハブとしての役割を担い、創造的で活力ある地域社会の構築に貢献する。

社会教育・学校教育の拠点として、誰もが学び、交流・対話の主役になる文化の広場となる。

(4) 安全・安心なミュージアムを確立する

先人たちから受け継いできた資料を永続的に保管し、未来へ継承する文化遺産の庫となる。すべての人に対して安全でやさしい空間を提供する。

(5) 展示や体験を通して社会課題と向き合う

グローバル化・多様化する現代社会において、すべての人に開かれた場であり、多様な資料や活動を通じて社会課題の解決に貢献する。

環境問題、社会的な責任、ガバナンスの観点から持続可能な博物館運営の実現に向けて取り組む。

6 堺ミュージアムの活動方針

5「堺ミュージアムの基本理念」で示した5つの基本理念を具現化するため、活動方針を設定した。なお、活動方針は、今後の運営状況や課題を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

- (1) 堺に関する歴史・文化資料及び美術作品等を収集し、保管、展示、利活用の基礎となる調査研究を推進する。
- (2) 資料のコンテンツ情報や研究成果、新しい知見について国内外との情報共有を行うことで、活発な資料活用を図る。
- (3) 本市の歴史・文化資料及びミュージアム・コレクションをはじめとする美術作品を一元管理することで、従来にない多彩な展示や体験活動の提供に取り組む。
- (4) デジタル技術等を活用して学びを深め、堺ミュージアムを起点に市民や観光客が市内の周遊や観光を楽しめる仕掛けをつくる。
- (5) 堺の歴史・文化やその背景について多面的に学べ、探究心を育むプログラムを構築する。
- (6) 堺の歴史文化資源を活用した地域との協働を進めるプログラムをつくり、地域の活性化に貢献できる体制や施設を整備する。
- (7) 学校教育のカリキュラムに応じた博物館教育プログラムを拡充する。
- (8) 本市内における歴史文化関連施設※の中核館として関連施設をつなぎ、価値を共に創り出す。
※歴史文化関連施設…堺市茶室、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）、堺市立みはら歴史博物館、堺市立町家歴史館、百舌鳥古墳群ビジターセンター、フェニール堺、堺伝匠館 等
- (9) 収集方針に則り収集した資料を、適切な環境で保管し、必要な修復を行いつつ未来へ伝える。
- (10) 多様な人々が安全に過ごせる環境を整備する。
- (11) 社会経済情勢の変化に対応した博物館運営を展開する。
- (12) すべての人が学びの機会を享受できるユニバーサルミュージアム※を整備し、多様な背景の人々が訪れやすい博物館運営をめざす。
※ユニバーサルミュージアム…すべての人が平等に楽しみ、学べる環境を提供し、多様性と社会的包摂促進する博物館

- (13) アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）と連携し、堺をはじめ日本の無形文化遺産等の発信や理解促進を図る。

7 堺ミュージアムで想定する取組

堺ミュージアムでは基本理念と活動方針に基づいて、様々な取組を行う。堺ミュージアムのあるべき姿に近付ける行動指針として取組を設定し、10の項目にまとめて提示する。

(1) 博物館活動を活性化させる調査研究

- ① 学際的共同研究の実施と学芸員個々の専門性の強化
- ② 国際的な研究ネットワークの構築
- ③ 大阪南部における地域史理解を深める調査研究の充実
- ④ 地域・市民等と連携した調査研究
- ⑤ 最新技術を駆使した調査研究

(2) 計画的な収集

- ① 収集方針に基づく収集
- ② デジタルコレクションの収集
- ③ 参加型手法による収集※

※参加型手法による収集…市民や当事者等が博物館と協働して資料の発見、記録、意味づけの過程に関与する手法。参加型手法に基づき、資料収集の方向性を博物館へ提案する。

(3) 市民も来訪者も理解を深められる展示

- ① 堺の全体的な歴史・文化がわかる展示
- ② 多様な人々に対応するユニバーサル展示
- ③ 感情や感覚に訴える展示
- ④ 対話型・双方向（インタラクティブ）な展示
- ⑤ 市内外の機関や博物館・美術館等と連携した展示

(4) 魅力向上をめざした資料の活用

- ① 歴史資料と美術作品のコラボレーション展示の企画
- ② 堺ミュージアムの特色を活かした体験プログラムの提供
- ③ グッズ製作等による収蔵品の活用

(5) 効果的な情報発信

- ① 時代に対応したデジタル技術の活用
- ② デジタル・デバイド※に配慮した多様な手法による発信
- ③ 利用者のニーズに応じた情報の提供

※デジタル・デバイド…情報通信技術（ICT）を利用できる人とできない人の間に生じる格差

(6) 歴史文化資源を活かした周遊・誘客

- ① 世界遺産エリアや市内の歴史文化遺産の周遊体験の創出
- ② 歴史文化関連施設等との連携や相互誘客の推進
- ③ 歴史文化資源の積極的なプロモーションによる活用範囲の拡大
- ④ デジタル展示とオンライン体験の提供

(7) インクルーシブ[※]な教育・普及・連携

- ① 共同研究、体験活動における地域コミュニティとの連携
- ② 堺の特性を活かした展示やワークショップ等の提供
- ③ 多様な来館者に対応した様々なサービスの提供
- ④ デジタル技術を活用したバーチャル展示空間の構築
- ⑤ 無形文化遺産に関する理解を深める取組の実施

※インクルーシブ…包摂的な。誰も排除せず、すべての人が参加できるようにする考え方や仕組み。

(8) 永続的な保管・保全

- ① 環境に配慮した保管
- ② 資料の特性に応じた適切な保全
- ③ 防災・防犯対策等のリスクマネジメントに基づく保管
- ④ デジタルアーカイブ等による保管
- ⑤ 文化財レスキューへの対応

(9) 安全・安心な環境整備

- ① バリアフリーな施設整備
- ② センサーフレンドリーへ配慮した環境の整備
- ③ 発災時のリスクマネジメント体制の構築

(10) 向き合うべき現代的課題への対応

- ① 環境保護に配慮した展示や運営
- ② 国籍やジェンダー等のダイバーシティの観点に立った展示や運営
- ③ 世代間交流を促すプログラムの提供
- ④ 日本文化・歴史になじみのない外国の人にもわかりやすい展示
- ⑤ グローバル化・多様化に対応できる職員の意識改革と育成
- ⑥ 適切なマネジメントに向けた博物館評価制度の導入

8 堺ミュージアムの機能を実現する施設・設備と立地

(1) 登録博物館、公開承認施設

堺ミュージアムでは、未来へ継承すべき資料に責任を持ち、安全に管理する必要があることから、①登録博物館と②公開承認施設の双方をめざす。

① 登録博物館

博物館法第 11 条及び博物館の登録に関する規則に基づき、資料の収集・保管・展示・調査研究体制、職員配置、施設・設備、開館日数等の審査を経て登録された博物館である。令和 5（2023）年の改正では、資料のデジタルアーカイブ化、他館との連携、地域の多様な主体との協働による文化観光等に資する取組等も努力義務として位置づけられた。

② 公開承認施設

文化財保護法第 53 条に基づき、国宝・重要文化財の公開手続を簡素化できる施設であり、文化財所有者からの信頼を得やすい。

(2) 堺ミュージアムの施設・設備

7「堺ミュージアムで想定する取組」を実施するために必要な機能を持つ施設・設備の整備を検討する。詳細な内容は、『堺ミュージアム基本計画』で示す。

① 調査研究機能

▶国内外における堺ゆかりの歴史文化遺産を対象とした調査研究を行うための施設・設備

② 収集・保管・保全機能

▶素材の違いや脆弱さの程度等、多様な状態の資料を適切な環境で保存し、次世代へ継承するための施設・設備

▶大規模災害時における被災資料の応急処置ができる施設・設備

③ 展示機能

▶大規模な展覧会や巡回展等も視野に入れた企画・特別展示室の整備

▶ミュージアム・コレクションの展示施設の整備

④ 教育・普及・連携機能

▶博物館での体験を通して堺の歴史・文化に親しみを持ち、主体的に学ぶ楽しさを体感できる施設・設備

▶生涯学習の場として活用できる施設・設備

⑤ 市民参画・交流機能

▶人々が集い、体験等を通じて交流を行うための施設・設備

▶ボランティア活動に必要な諸室の整備

⑥ 観光・集客機能

▶魅力あるグッズをそろえたミュージアムショップや特色あるカフェ（レストラン）等の整備

▶観光、市内周遊等の情報を提供できるエリアの整備

▶堺ミュージアムをイメージできるモニュメント、アイコン等の製作

⑦ 管理機能

▶ミュージアムの管理運営に必要な施設・設備

▶職員・スタッフ・ボランティアが快適に執務できる施設・設備

⑧ 無形文化遺産連携・発信機能

▶無形文化遺産に関する IRCI との連携・情報発信に必要な諸室の整備

(3) 立地

▶堺ミュージアムの整備予定地は、世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の主要な構成資産である仁徳天皇陵古墳の周辺が最適と考えられる。

▶多くの方に堺ミュージアムへ来館いただくことにより、世界遺産エリアの活性化や魅力向上に寄与する。

▶堺ミュージアムの展示や取組を通じて、世界遺産エリアや環濠エリアをはじめとする市内の貴重な歴史・文化と、伝統行事・自然や街道等の多様な地域資源をつなぎ、観光誘客や周遊を促進する。

9 管理・運営方針

(1) 想定される建設・管理手法と運営形態

① 建設手法・管理手法

想定される手法は、以下の通りである。それぞれの特性を踏まえて、どの手法を採用するか検討を進める。

▶直営

施設の企画・設計・建設については、本市の直接建設となる。また、建設後の管理についてもすべて本市が担う。

▶指定管理者制度

施設の企画・設計・建設については、本市の直接建設となる。建設後の管理については、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度で、管理全般について指定管理者が権限を行使し、責任を負う。

▶PFI（Private Finance Initiative）

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理を行う。本市は当該施設に求める「性能」を規定する。PFI に参画する民間事業者は、その性能に基づく仕様の作成、設計、工事施工として進捗するもので、民間事業者の裁量が高まる。

② 運営形態

効率的かつ継続的な運営を維持できる運営体制の確保が必要である。また、PFI や指定管理者制度等の導入については、市が継続的にかかわる運営を前提として、部分的な導入を含めて検討する。

(2) 他の施設との複合化

堺ミュージアムが有する貴重な資料を適切に保存・活用する機能等については、中央図書館センター機能[※]や公文書館機能とも共通する部分がある。堺ミュージアムの整備に当たっては、これら他の施設との複合化等も視野に入れて検討する。

※中央図書館センター機能…現在の中央図書館が担う機能のうち、深い学びの研究拠点としての機能や市立図書館全体の資料管理、全館運営支援に当たる機能

(3) 組織の検討

堺ミュージアムへの集約を検討している施設・収蔵品の運営・管理主体は、庁内の複数組織にわたっている。各施設の諸機能を堺ミュージアムへ集約するに当たっては、運営・管理主体である庁内組織のあり方を検討する。

(4) 学芸員等専門職員の配置

質の高い博物館活動を継続するため、堺ミュージアムでは調査研究・展示企画・普及啓発等の専

門性を有した学芸員が必要である。また、外部との協働や地域連携、博物館教育等に精通しコーディネートする能力に長けた人材が新たに求められる。

(5) 博物館に関わる外部人材の育成

博物館が担う役割が多様化・高度化・専門分化している。こうした変化に対応するには、学芸員だけでなく、博物館ボランティア等、博物館の活動に積極的に参画し、職員と協働しながら活動を担える人材の育成が必要である。